

周南市東京圏在住者テレワーク・関係人口移住支援金

東京圏から本市への移住促進を図るため、テレワークによる「転職なき移住」を実現される方を対象に支援金を交付します。

単身世帯 60万円
2人以上の世帯 100万円

更に



子育て世帯は18歳未満の子ども1人につき
100万円 加算 (予算の範囲内による)

移住支援金の主な要件（詳細は市ホームページをご確認下さい）

1. 対象となる方(下記の要件を全て満たす方)

- 移住前の10年間のうち、通算5年以上『東京23区に在住』又は『東京圏※に在住し、東京23区へ通勤』をしていた方
- 移住直前に、連続して1年以上『東京23区に在住』又は『東京圏※に在住し、東京23区へ通勤』をしていた方

※東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県のうち、条件不利地域を除いた区域を指します(詳しくはお問い合わせ下さい。)

2. 支援金支給の要件

- 令和6年4月1日以降に転入しており、申請の段階で、転入した日から起算して1年以内であること
- 周南市に5年以上継続して居住する意思があること

※申請のあった日から、5年未満で市外へ転出した際には、補助金の返還を求めます。

3. テレワークに関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自らの意思により移住したこと
- 本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと

★原則、恒常的に通勤せず、かつ週20時間以上テレワークを実施する方のみ対象になります

問合せ

周南市役所 地域振興部 移住交流推進課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

Tel : 0834-22-8341 | E : ijukoryu@city.shunan.lg.jp

(詳しくはこちら→)

